

全教共済・総合共済に加入中のみなさま

全日本教職員組合共済会（全教共済）

日頃より、全教共済へご協力いただきありがとうございます。

さて、本年2月にみなさまに「総合共済の制度改定のお知らせ」（ハガキ）をお送りし、①災害救助法見舞金の廃止（2023年4月1日実施）、②結婚記念日祝金の2万円から1万円への減額（2025年4月1日実施）、③70歳までの継続加入を可能にすること、をお知らせしました。その際、②について「現在加入中の方にも適用しますが、詳細な対応は検討中です。」と記載していましたので、検討結果をお知らせします。

総合共済は、月額600円の掛金を退職時に加入期間に応じて退職退会給付としてお返しするとともに、積み立てた掛金を運用して、その利回りを原資に慶弔給付を行う制度です。全教共済では5年を目途に掛金と給付のバランスを検証し制度の見直しを行っていますが、超低金利が長期にわたっていることから、慶弔給付金にまわす原資が不足しています。そこで、退職退会給付を守ることを第一に考え、上記①②のように給付の一部を廃止、削減させていただきました。

結婚記念日祝金の減額につきましては、すでに加入いただいているみなさんに何らかの経過措置が実施できないか検討を続けてきましたが、財源の確保が困難であることから、断念することとしました。ご期待に添えず心苦しい限りではありますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

全教共済は全国の教職員の助け合いとして、今後とも安い掛金と充実した給付を心がけて運営してまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくようお願い申し上げます。

この件についてのお問い合わせは、

各県共済会、または 全教共済 03-5211-0140（平日10時～17時）まで